

別紙

第15回「食品の表示に関する共同会議」の検討方向に対する意見

1 意見

(1) 「緑茶飲料」について

「緑茶飲料」について、原料原産地表示の義務表示対象品目とすること。

(2) 「緑茶」について

「緑茶」を原料原産地表示の義務表示対象品目とすることに賛成である。

2 説明

(1) 共同会議が公表された「加工食品の原料原産地表示 義務表示対象品目の決定について」によると、義務表示対象品目として、1から5までの区分により対象が決定されている。

(2) 今回の対象品目の検討は、消費者、事業者双方からどの加工食品が義務対象品目であるか不明であるとの指摘を踏まえ、表示品目を検討することとなったものである。

(3) この趣旨からしても、同じ原料である「緑茶」をその利用形態だけで義務表示対象と対象外に区分することは、消費者が一般的に「緑茶」という品目の共通認識の中で選択していることから判断し、消費者の指摘に応えるものでなく、かえってまどわす恐れがある。

「緑茶」及び「緑茶飲料」はその原料において一体的に措置すべきものであると考えている。

(4) 緑茶の表示については、JAS法に基づく適正な表示を推進することはもとより、(社)日本茶業中央会において、消費者の意見等を踏まえ、消費者が茶を選択し購入する際の一つの目安とするため、国産の原料については「産地銘柄」の表示を行うなどの自主基準を策定している。

(5) 消費者の視点に立って、安心・安全の確保を図ることはきわめて重要であり表示がその基本要素であることからしても、最低限、外国産と国内産の区分による表示が必要である。

荒茶の輸入の現状を見ると、中国 95%、ベトナム 1.3%で、複数の外国産の荒茶をブレンドすることはほとんどなく、表示の実行上問題はないと考えている。

なお、茶製造の工程で茶葉のブレンド、火入れ技術は、緑茶及び緑茶飲料とも共通の重要な技術であり表示義務を峻別する理由にならない。

(6) 最近、茶の持つ機能性が高く評価され消費者に幅広く受け入れられていることは喜ばしいことであるが、茶の持つもう一つの重要な機能である日本の生活・文化に幅広く影響を及ぼしてきた茶文化を併せ評価する面からも、原料原産地の義務表示は重要である。

(7) 消費者の求める安全・安心は国産茶の安定供給を基本とした流通体系の確立維持によって確保されるものである。